

確定申告が 必要な方

① 営業、不動産所得などがある方で、所得税額が生じる方
② 年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な方
③ 年末調整済みだが、他に20万円を超える所得がある方など
* 税制改正で公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、それ以外の各種所得金額が20万

準備はお早めに

確定申告

■ 問合せ
税務財政課税務グループ
☎ 74 - 3003

▽ 社会保険料控除 | 健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書
▽ 生命、地震保険料控除 | 生命、地震保険控除証明書
▽ 障害者控除 | 障害者手帳など
▽ 配偶者特別控除 | 配偶者の収入がわかるもの
▽ 医療費控除 | 病院・薬局の領収書（受診者別、病院・薬局ごとにまとめてください）、医療費の明細書（領収書を集計し記入したもの）、介護保険施設などが発行する医療費控除対象分の「利用料領収証」
窓口での明細書作成は時間が

円以下の場合、所得税の確定申告は不要となります。したが、所得控除（扶養控除や医療費控除など）を追加する場合は、住民税の申告が必要となりますので注意してください。
★ 申告の際に持参するもの
【共通】 収入がわかるもの || 給与・年金の方は源泉徴収票の原本（コピー不可）、印鑑
★ 還付申告の場合
申告者名義の預貯金口座がわかるもの（通帳など）

各種所得控除

かかり混雑しますので、事前にご自身で作成するなど、ご協力をお願いします。

医療費控除について

前年中に、自己または生計を一にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費

控除額」となります。
● 保険金や高額療養費などで補てんされた金額は、支払った医療費から除きます。
● 医療費控除は所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません。

一にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費



国民健康保険 加入者の方



世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が減額されます。

平成25年分の収入がなかった方、非課税収入（遺族年金、障害年金など）だけであった方は、住民税の申告をしないと国民健康保険税が減額となりませんので、忘れずに申告しましょう。

必ず印鑑を持参してください。